

## [事案 28-42] 特定損傷給付金支払請求

・平成 29 年 1 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

肋軟骨を骨折したことを理由に、特定損傷給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 18 年 6 月に契約した医療保険について、以下の理由により、付加した特約にもとづき特定損傷給付金を支払ってほしい（請求①）。また、これが支払われない場合は、肋軟骨骨折が給付金の支払対象外であって本特約が自分の意図に合わず解約すべきことを知った日までに支払った本特約にかかる保険料を返金してほしい（請求②）。

(1) 本特約の約款には肋軟骨骨折が対象外であるとは書いていない。

(2) 肋軟骨骨折が給付金の支払対象外であるとの明示がある請求案内冊子も、本特約を解約すべきことを知った日まで受領していない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 請求①について

申立人の肋軟骨骨折が給付金の支払理由として約款に定める「骨折」（「骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態」）にあたるという医療機関等の証明がなされていない。

(2) 請求②について

肋軟骨骨折につき、給付金が支払われないとしても、本特約にかかる保険料は、保険期間中の危険負担の対価として正当に収受しうるものである。さらに、申立人はすでに保険期間中の本特約部分保険料総額を超える特定損傷給付金の支払いを受けている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結後の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に、医療記録にもとづいて第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の肋軟骨骨折が給付金の支払対象となる「骨折」にあたることの証明がなされていないため、給付金の支払いは認められないこと、本特約保険料の返金も認めることができないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。